

ID: 147

担当部署: 地域整備課

処分の概要	行為の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	大河原町公共物管理条例 第4条		
例規番号	昭和49年条例第11号		
<p>【基準】</p> <p>第4条の規定による。</p> <p>(行為の許可)</p> <p>第4条 次の各号の1に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 公共物の敷地又は水面を使用するとき。</p> <p>(2) 公共物の敷地内において工作物を築造し、改築し、又は除去するとき。</p> <p>(3) 公共物の敷地内において掘さく、盛土その他土地の形状を変更するとき。</p> <p>(4) 公共物の敷地内において土石、竹木、芝草等の産出物を採取するとき。</p> <p>(5) 河川、水路の流水を占用するとき。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日